⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間沖縄総合事務局（農林水産部）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒀　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に関わる確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⒁　本工事は、女性も働きやすい現場環境の整備（男女別トイレ・更衣室の設置）について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

２　競争参加資格

次に揚げる条件を満たしている単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）であること。又は、二者若しくは三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局長から特定ＪＶとして資格認定を受けている者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「農林土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　沖縄総合事務局における農林土木工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者については1,250点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については950点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑸　施工実績

①　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者は、平成14年４月１日以降（過去15年間）に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、原位置攪拌工法による柱列式地中連続壁工事とし、規模は問わないものとする。

③　単体有資格業者及び特定ＪＶ（代表者、構成員のいずれか）は、平成14年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した「沖縄県赤土等流出防止条例」（平成６年10月20日沖縄県条例36号）に基づく赤土等流出防止対策工事の実績を有すること。

また、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

ア　一級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る））の資格を有する者。

ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成14年４月１日以降に、上記⑷②に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　技術提案が適正であること。

⑻　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成27年４月１日付け府総会計第375号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１⑴に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」（平成25年12月11日付け閣総会第514号及び府会総1190号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び内閣府大臣官房会計課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記⑴の評価項目（技術提案）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）50点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点50点)}